

厚生労働省

『塩ビのおもちゃ・容器包装の規格基準』 改正案について意見書を提出

常任幹事 荻原 二美

7月27日、厚生労働省「薬事・食品衛生審議会」食品衛生分科会毒性器具容器包装合同部会という長い名前の会議が開催され、塩ビ（ポリ塩化ビニル製）のおもちゃと器具・容器包装についての食品衛生法「規格基準」の改正案がまとめられました。

これで私達の暮らしから、塩ビのおもちゃや器具・容器包装の危険性を回避することができるようになるのでしょうか？ ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議では、ダイオキシン類緊急対策第三次提言「素材対策」（2000年2月）において、塩ビのおもちゃ等の緊急禁止措置を提言した立場から、同改正案への意見書を8月31日付で厚生労働省に提出し規制のさらなる強化を求めました。

■意見書のポイント

1. 規制物質が1種類あるいは2種類のフタル酸エステルの使用禁止では、他のフタル酸エステル、アジピン酸エステル、ビスフェノールA、ノニルフェノール等が溶出している実態に対処できないこと。使用される物質が未規制のフタル酸へ移行

し、より危険なものとなる可能性があること。

2. 対象を「乳幼児が口に接触することをその本質とするおもちゃ」や「油脂、脂肪性食品」と限定せず、「全てのおもちゃ」「全ての食品」とすべきであること。

3. おもちゃ、食品についてそれぞれ化学物質の暴露量とTDI（耐容一日摂取量）を比較検討するのではなく、生活全体における暴露量を検討し、子どもについては予防原則を適用してさらなる安全係数を見込むこと。

4. 塩ビは環境汚染性、人体への有害性が高いプラスチックであることから、塩ビの使用自体を禁止すべきであること。

厚生労働省は、秋に再度、上記合同部会と食品衛生分科会を開催し、最終的な決定をする予定です。

*提出したパブリックコメントの全文はホームページに掲載しています。

<http://www.kokumin-kaigi.org>

塩ビのおもちゃと器具・容器包装についての食品衛生法「規格基準」の改正案

◎おもちゃ	以下の2点を、食品衛生法第7条に基づく「規格基準」に規定する。 <ul style="list-style-type: none">● 乳幼児が口に接触することをその本質とするおもちゃ（おしゃぶり、歯がため等を指すものと考えられるが明確化されていない）の製造には、フタル酸ジ-2-エチルヘキシルあるいはフタル酸ジイソノニルを含有するポリ塩化ビニルを使用してはならない。● 合成樹脂製のもの（その他のおもちゃを指す）の製造には、フタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有するポリ塩化ビニルを使用してはならない。 ※ここでいう乳幼児とは小学校へ上がる前の未就学児を指す。
◎器具及び容器包装	以下の点を、食品衛生法第10条に基づく「規格基準」に規定する。 <ul style="list-style-type: none">● フタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有するポリ塩化ビニルをもって油脂、脂肪性食品の器具及び容器包装を製造してはならない。ただし、フタル酸ジ-2-エチルヘキシルが溶出又は浸出して食品に混和するおそれのない場合はこの限りでない。